

文教大学東京あだち校舎体育会規約

第1章 総則

第1条 本会は文教大学東京あだち校舎体育会と称する。

第2条 本会本部（以下本部）は、東京都足立区花畑 5-6-1 文教大学東京あだち校舎内に置く。

第3条 本会は文教大学における体育活動の向上に努めるとともに、体育を通じて全学友の親睦を図り、心身を鍛練し、会員相互の連帯を図ることを目的とする。

第4条 本会会員は、第3条の目的に賛同し、各部に所属するものとする。ただし、体育会に所属している限りではない。

第5条 本会は次のとおり事業を行う。

- (1) 学友へのスポーツの普及に関する事業
- (2) 学内運動競技大会の開催
- (3) 優秀なる成績を修めた部及び会員の表彰に関する事業
- (4) その他の目的達成に必要な事業

第2章 組織

第1節 機関

第6条 本会は会運営のため次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 主将会議
- (3) 本部
- (4) 部
- (5) 委員会

第2節 総会

第7条 総会は本会の最高決議機関とする。

第8条 総会は次のように構成される。ただし、総会の議長・書記は、本会会員の中から本会会長（以下会長）がその都度任命し、会員の承認を得る。

- (1) 会長・副会長
- (2) 議長・書記
- (3) (1)・(2)を除く会員。

第9条 総会は次の場合、会長が召集することができる。ただし、会長が召集できない場合には、会長を代行して

副会長がこれに当たる。

- (1) 年2回の定例総会
- (2) 臨時総会

ア 全会員の1/3以上の要求があった場合

イ 主将の2/3以上の要求があった場合

ウ 会長が必要と認めた場合

ただし、ア、イの場合は10日以内に召集する

第10条 総会は全会員の2/3以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。定数に満たない場合には後日総会を再召集する。

第11条 総会は次の事項について協議する。

- (1) 体育会活動報告と決算の承認
- (2) 体育会年間計画案及び活動報告の報告
- (3) 部の昇格・降格・除名等の処分及び加盟の承認
- (4) 規約の改正についての承認
- (5) 主将会議の決議事項中、特に必要と認められたもの
- (6) その他重要事項

第12条 総会の議決は出席者の2/3以上の賛同による。

第3節 主将会議

第13条 主将会議は総会に次ぐ、第2の議決機関とする。

第14条 主将会議は次のように構成される。

- (1) 全主将・副主将
- (2) 会長
- (3) 副会長

第15条 主将会議は次の場合、会長が召集する。ただし、会長が召集できない場合には副会長が代行する。

- (1) 月1回の定例主将会議
- (2) 臨時主将会議

ア 主将の1/3以上の要求があった場合

イ 会長が必要と認めた場合

ただし、アの場合は1日以内に召集する。

第16条 主将会議は各部代表の2/3以上の出席及び会長・副会長の出席をもって成立する。

第17条 主将会議は第5条に定められた事業の実施計画及び年度予算について審議する。

第18条 主将会議の議決は出席者の過半数の賛同による。特に重要事項の動議があった場合のみ、2/3以上の賛同

を必要とする。ただし、体育会役員を除く。

第4節 本部

第19条 本部は、本会の唯一の最高執行機関とする。

第20条 本部は次の機関を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 総務局
- (4) 財務局
- (5) 監査局

第21条 各機関は次の任務を行う。

- (1) 会長は本部の代表及び最高責任者として運営執行を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が任務できない場合にはこれを代行する。
- (3) 総務局は、行事などの中心となり、学内外の交渉事や企画担当の任務に当たる。また、本会に関する広報の任に就くほか、議事録・会員名簿の作成及び保管その他事務等の任務に当たる。
- (4) 財務局は、本会運営に伴う財務等の任務に当たる。
- (5) 監査局は、部の活動等を監査し助言等の任務に当たる。

第22条 役員はの任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。欠員を生じた場合補充された役員は、前任者の残任期間とする。

第23条 本部は、本会の運営執行の円滑化を図るため会長の召集により月1回の定例本部会議及び臨時本部会議を開くこととする。

第5節 部

第24条 部は第3条の目的に沿って活動を行う。

第25条 部は5名以上の会員から成る。

第26条 部は次の役職を置かなければならない。

- (1) 顧問
- (2) 主将
- (3) 副主将
- (4) 本部役員
- (5) 会計

ただし、顧問は部の責任者として本学の教職員がその任務に当たらなければならない。

第27条 部は次の書類を作成し、会長の指定した日時までに提出しなければならない。

- (1) 部員名簿
- (2) 活動計画及び結果報告書
- (3) 活動許可願
- (4) その他、会長が指定した書類

第6節 委員会

第28条 本部は第5条に定められた事業の運営を円滑に行うため、必要に応じて委員会を置くことができる。

第29条 各種委員会の委員長は会長を除く、本部会役員が任務に当たり、会長がこれを任命する。

第30条 各種委員会は本部と密接な連絡を取りながら活動の企画実行を担当し、そのために必要な会議は会長が召集する。ただし、委員長は会長の承認を得てそれを代行することができる。

第3章 加盟

第31条 本会に加盟する団体は、名称・目的・責任者名・人数・顧問名を明記した体育会加盟申請書（所定用紙）を会長に提出しなければならない。なお、本会加盟にあたってはサークル設立後2年以上経過の要件を設ける。ただし、公認サークルとしての活動実績を踏まえて早期に部に昇格する資格を有すると認められたサークルに限り、主将会議での2/3以上の賛同を得た後、総会での承認をもって、サークル設立後1年を経過した段階で本会に加盟することができる。この例外措置は、文化会を含めた東京あだち校舎の部室が満室の際には効力を持たない。部室が空室となった場合、効力は復活する。

第32条 会長は加盟申請書を受理した場合、1週間以内に全会員に告示する。監査局は加盟申請書を受理した後、授業開始より試験開始1週間前までを監査機関とし、監査結果を主将会議に提出しなければならない。加盟は主将会議において2/3以上の賛同を得た後、総会での承認をもって決定する。

第33条 加盟決定後、その団体は誓約書を会長に提出し

なければならない。

第 34 条 本会の加盟団体で規約に反する行為、総合秩序を乱す行為があった場合、又は、活動不振と認められた際は、監査局の発議により、主将会議に計り 2/3 以上の賛同を持って以下の処分を決定し、総会で承認を得る。

- (1) 予算停止
- (2) 活動停止
- (3) 格下げ
- (4) 除名
- (5) その他処分

第 35 条 本会からの脱退を希望する団体は、脱退届を会長に提出し、主将会議での承認を経て、脱退が認められる。

第 4 章 財務

第 36 条 本会の経費は、文教大学学友会会費より体育会に対する割当金、その他の収入をもってこれに当てる。

第 37 条 本会会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 38 条 部は、予算案を本部に提出しなければならない。本部の予算案は本部で作成する。

第 39 条 本部に提出された部の本部の予算案は予算会議後、主将会にて審議し、その後学友会総会にて承認を得る。

第 40 条 予算会議は本会の活動を維持していくための予算を決定するものである。

第 41 条 予算会議は次のように構成される。

- (1) 各部主将・会計各 1 名
- (2) 会長
- (3) 財務局
- (4) 監査局

第 42 条 予算会議は、年々予算決定時期に会長が召集する。

第 43 条 予算会議は次の事項について審議する。

- (1) 各部の予算
- (2) 本部の予算

第 44 条 予算は、予算会議のすべての出席者によって審議され、各部の主将の 2/3 以上の賛同をもって決定され

る。

第 45 条 部は決算書を本部に提出し、学友会会計監査により、会計監査を受け、体育会総会・学友会総会にて、承認を得る。本部の決算は学友会会計監査による会計監査を受け、体育会総会・学友会総会にて承認を得る。

第 46 条 本会の部は入会年度の翌年度から予算を受けることができる。

第 5 章 本部役員の選出

第 47 条 本部役員は、会員の中から選出する。

第 48 条 会長・副会長は、総会で決定する。

第 49 条 会長・副会長以外の本部役員は、原則として各部から選出され、主将会議の承認を得る。ただし、会長・副会長の所属団体はその選出を免除されることもある。

第 50 条 承認された本部役員の中より、次年度会長が各局長及び各局員を任命し、総会での承認を得る。

第 51 条 会長及び副会長は、次の場合解任される。

- (1) 全主将の 2/3 以上の不信任決議があった場合
- (2) 総会において 2/3 以上の不信任決議があった場合
- (3) 会長及び副会長が主将会議に対して辞任願いを提出し、受理された場合

ただし、新会長及び新副会長が選出されるまでの期間は、現会長及び現副会長がその責任において任務に当たる。

第 6 章 OB 会事務局

第 52 条 OB 会事務局は、本会と OB 会との連絡及び OB 会の事務的活動を行う独立機関とする。なお、OB 会事務局規約は本会規約とは別に定める。

第 7 章 規約改正

第 53 条 本会規約の改正は、主将会議又は本部の 2/3 以上の賛同を得て発議し、主将会議の 2/3 以上の賛同をもって決定され、総会で承認を得る。

第 8 章 附則

第 54 条 本会の規約の解釈に関し、疑義の生じた場合その解釈決定は、慣例その他に従って本部で行う。

第 55 条 規約で対処できない特別な状況に際し、本会の

運営をより円滑にするために、特別条例を作成することができる。

(1) 特別条例は、会長が発議し、主将会議に計り 2/3 以上の賛同をもって決議され、総会で承認を得る。

(2) 特別条例は、その年度の本部の責任により有効期限は、任期末日までとする。

附則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日より改正施行する。